

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 鹿児島県霧島市隼人町眞孝2460番地7
氏名 有限会社隼人環境総合
(法人にあつては名称及び代表者の氏名) 取締役 金沢公人

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

鹿児島県始良・伊佐地域振興局長 向窪憲和



許可の年月日 令和5年9月9日
許可の有効年月日 令和10年9月8日

1 事業の範囲

廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物又は水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、ゴムくず（石綿含有産業廃棄物を含む。）、金属くず（石綿含有産業廃棄物又は水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物又は水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）、燃え殻（水銀含有ばいじん等を含む。）、汚泥（水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を含む。）、廃油、廃酸（水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を含む。）、廃アルカリ（水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を含む。）、銧さい（水銀含有ばいじん等を含む。）、ばいじん（水銀含有ばいじん等を含む。）、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、動物のふん尿、動物の死体

以上19種類（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）の収集及び運搬（積替え又は保管を含む。）

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ（積替え又は保管を行う場合に限る。）

所在地	鹿児島県隼人町眞孝2460番地7
産業廃棄物の種類	廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物又は水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、ゴムくず（石綿含有産業廃棄物を含む。）、金属くず（石綿含有産業廃棄物又は水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物又は水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）、紙くず、木くず、繊維くず
面積	32平方メートル
保管上限	72立法メートル
積み上げることができる高さ	— (容器を用いて保管するため)



所在地	鹿児島県隼人町眞孝2460番地11
産業廃棄物の種類	金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、燃え殻（水銀含有ばいじん等を含む。）、汚泥（水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を含む。）、廃油、廃酸（水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を含む。）、廃アルカリ（水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を含む。）、銻さい（水銀含有ばいじん等を含む。）、ばいじん（水銀含有ばいじん等を含む。）、動植物性残さ、動物系固形不要物
面積	25.2平方メートル
保管上限	33.6立法メートル
積み上げることができる高さ	— (屋内において保管するため)

3 許可の条件

なし

4 許可の更新又は変更の状況

新規許可	平成25年9月9日	
変更届出	平成26年12月10日	住所を「鹿児島県霧島市隼人町内山田二丁目1番12号」から「鹿児島県霧島市隼人町眞孝2460番地7」に変更
変更許可	平成29年6月1日	積替保管場所「鹿児島県霧島市隼人町眞孝2460番地7」及び「鹿児島県霧島市隼人町眞孝2460番地11」を新設
変更届出	平成30年1月12日	積替保管場所「鹿児島県霧島市隼人町眞孝2460番地11」の面積を「21平方メートル」から「25.2平方メートル」に、保管上限を「32.6立方メートル」から「33.6立方メートル」に変更 取り扱う産業廃棄物の種類の「廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を含む。）」を「廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物又は水銀使用製品産業廃棄物を含む。）」、「金属くず（石綿含有産業廃棄物を含む。）」を「金属くず（石綿含有産業廃棄物又は水銀使用製品産業廃棄物を含む。）」、「ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を含む。）」を「ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物又は水銀使用製品産業廃棄物を含む。）」、「燃え殻」を「燃え殻（水銀含有ばいじん等を含む。）」、「汚泥」を「汚泥（水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を含む。）」、「廃酸」を「廃酸（水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む。）」、「廃アルカリ」を「廃アルカリ（水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を含む。）」、「銻さい」を「銻さい（水銀含有ばいじん等を含む。）」、「ばいじん」を「ばいじん（水銀含有ばいじん等を含む。）」に変更
更新許可	平成30年9月9日	
更新許可	令和5年9月9日	



5 鹿児島市の積替え許可の有無 有・無

6 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有・無

